

令和 6 年 5 月 26 日現在

機関番号：33910

研究種目：若手研究

研究期間：2021～2023

課題番号：21K13179

研究課題名（和文）スコットランドにおけるコミュニティ等の土地先買権に関する法理論研究

研究課題名（英文）A Study on the Legal Theory of Community Right to Buy in Scotland

研究代表者

久米 一世（KUME, Hideyo）

中部大学・経営情報学部・准教授

研究者番号：60707561

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、スコットランドにおけるコミュニティ等の土地先買権に関して、実態調査を踏まえつつ、その正当性を担保する法理論についての分析を行い、日本における土地関連法政策への示唆を得ることを目的に実施された。

研究成果として、文献調査および現地でのインタビューを通じて、土地所有権に対するスコットランド社会における法意識の変化について論文を公表することができた。また、国際学会においても報告を行った。土地を購入したコミュニティは、少子高齢化や農家の後継者問題等、運営面で様々な課題を抱えていることもまた明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究成果の学術的意義は、スコットランドにおける土地改革を支えた一つの要因が、所有権に対するスコットランド社会の法意識だと明らかにした点である。

スコットランドにおける土地改革は、適切な管理がなされていない土地等について、所有権者の売却意思や同意の有無にかかわらず、その取得を希望するコミュニティを代表する主体に対して購入権を付与するというものであった。これは、排他性を前提とする近代的な所有権概念において構成された権利主体を問い直す必要性を認識させるものである。本研究は今まさに生起している現代的法変動の検証を通じて、所有権を巡る新しい法理論の萌芽を描出した点に、社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research was to analyze the legal theory that ensures the legitimacy of the right of community landownership in Scotland, based on a survey of the actual situation, and to obtain suggestions for land-related legal policy in Japan.

As a result of the research, I am able to publish a paper on the changes in legal consciousness of land ownership in Scottish society through a literature review and interviews in the field. I also presented my findings at an international conference. It also became clear that communities that have purchased land face a variety of operational challenges, such as a declining birthrate and aging population, and problems with farmer succession.

研究分野：法社会学

キーワード：法社会学 土地法 スコットランド法 コミュニティ 土地改革 コミュニティ・オーナーシップ 環境法 比較法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

スコットランドは北海道と同じほどの面積で、その約 8 割が私有地である。全私有地の約半分の面積を 400 人程度の地主が所有しており、世界で最も集約化された土地所有形態であるとも言われる。この状況は歴史的な封建的土地所有関係に由来し、一部の富裕層による独占に対しては、1970 年代以降「誰がスコットランドを所有しているのか？」という共通したフレーズを冠した書籍が複数出版され重大な社会問題として認識されている。90 年代に入るとスコットランドにおける土地所有者の多くが外国籍の不在地主であることが明らかにされ、土地問題はナショナルな問題としての側面を前面に見せ始める。90 年代当時、土地問題が最重要の社会的課題であったのはスコットランドに限った話ではなく、1997 年のイギリス国政選挙によって誕生した労働党政権の選挙公約にも土地改革が掲げられていた。

スコットランドはイギリスを構成する一部であり、スコットランド独自の議会に関しても、1707 年のイングランド王国との連合から 1999 年に復活するまでの間は、ウェストミンスター国会と合同であった。1998 年スコットランド法の制定によって権限移譲が実施され、同法制定に先立つ 1997 年レファレンダムを経てスコットランド議会が成立することとなる。1998 年スコットランド法に基づき、スコットランド議会はウェストミンスター国会に留保された事項以外に関しては立法権を有することとなった。1998 年を一つの画期として、スコットランドにおける土地関連法改革は加速し、2000 年のスコットランド封建借地廃止法、2003 年および 2016 年の土地改革法そして 2015 年のコミュニティ権限付与法等の制定を通じて、コミュニティやトラスト、NGO 団体等による土地所有権の多様化が目指されている。

スコットランド議会は一連の土地改革について「公益性に基づき、スコットランドにおける土地の所有および使用に関する取決めを修正または変更する措置」だとする【Scottish Parliament Information Centre, 'Land Reform in Scotland', 2015, p. 3】。その背景には、公益性を損なうような私的所有者による不適切な土地管理や、投機的な土地取引による地価高騰等の理由から地域コミュニティが崩壊の危機に直面している状況が存在し、2015 年のコミュニティ権限付与法の制定に繋がった。同法は、適切な管理がなされていない土地等について、所有者の土地売却の意思や同意の有無にかかわらず、当該土地の購入を希望するコミュニティに対して先買権を与えるという、近代的な所有権法理論の解釈枠組みを根底から変更するものである。この点に関してはスコットランドにおいても所有権侵害に該当するという懸念が示されており、関連法を巡る法解釈および法理論について多様な議論がなされている。

2. 研究の目的

本研究の主たる目的は、スコットランドにおいてコミュニティに対して付与されている土地先買権に関して、法社会的な手法による歴史分析および実態調査を行った上で、法的正当性を担保する法理論についての分析を行うことである。

イギリスにおける土地所有権の近代化が、日本のような自作農創設を目指した農地改革ではなく、法的な借地権保護の強化を通じてなされてきたことから分かります。同国において私的所有権の絶対性は長らく堅持されてきた。しかし、現在、スコットランドで進められている土地改革は、この排他性を前提とする近代的な所有権概念では捉えきれない法現象であり注目に値する。

スコットランドと日本に共通する社会問題として耕作放棄地の増加や農村コミュニティの崩壊等があるが、その対応策として所有権関連法規に何らかの修正を行い、意欲や能力のある担い手に土地を集約させるというドラスティックな手法は、両国ともに立法の場において忌避されてきた。しかし、これまでの賃貸借や利用権の設定を通じた方策では対応しきれない事例が生じていることもまた事実である。したがって、本研究の副次的な目的は、スコットランドにおける所有権理論の現代の変容を明らかにすることを通じて、日本における今後の土地関連法政策への示唆を得ることである。

3. 研究の方法

本研究は、主に五つの段階で構成される。第一段階では、スコットランドにおける土地関連法改革を巡る歴史的文脈について、1707 年以前のスコットランド法史にまで遡って検討する。イングランド王国との連合以降も長年にわたり培われたスコットランド法の独自性は保持されてきたのであり、90 年代以降の権限移譲後は特にその特徴が顕著に現れている。

第二段階では、土地関連法改革プロセスにおける重要な関連法案について、それぞれの立法背景、目的、評価等を諸資料の分析を通じて明らかにする。その上で、現在に至るまでに提起された土地関連法改革に関連する裁判例から、スコットランド社会に改革がどのように受け止められたのかを読み解き、実務の中で醸成されつつある所有権を巡る新しい法理論の萌芽を見出す。

第三段階では、スコットランドにおける現地調査を行う。第一・二段階で整理した関連法の適用及び運用状況等について、コミュニティへのヒアリングや現地の研究者や実務家へのインタビューを通じた確認作業を中心に実施する。

第四段階では、現地調査で得られた知見を精査すると同時に、検討対象とする資料を法学に隣接する学際的な領域にまで拡大する。特に農業経済学、農村社会学等が重要である。なお、この時期からは研究成果を学会報告や論文の投稿等を通じて随時発表していく。国内外の研究者との議論を通じて、より精緻な法理論分析を行うことを目指す。

最終段階である第五段階では、スコットランドにおける土地関連法改革を巡る法運用の実態、土地所有権法理論に関する議論の現在、当該改革に関する国内外の評価と今後の展望等について、一定程度明らかにできていることを前提に、日本の土地関連法政策に資する知見について、比較法的視点から考察する。

4．研究成果

研究成果として公表した論文二本および国内・国際学会での研究報告について、その概要を述べる。

久米一世「スコットランドにおける土地関連法改革に関する一考察」比較法学 55 巻 1 号(2021 年) 1-26 頁では、土地改革においてスコットランド政府が掲げる「人権アプローチ」の構造を分析した上で、人権法上の財産権保護とコミュニティに付与された先買権の法的関係性について 2 つの判例分析を通じて考察した。また、2021 年度法社会学学会学術大会 (Web 開催) では、本稿の内容をベースに日本との比較法的観点からの分析を行った。

久米一世「スコットランドのコミュニティ・オーナーシップに関する法的論点と現状」比較法学 56 巻 1 号(2022 年) 1-30 頁では、土地改革の文脈の中で提起された訴訟について、法的論点の整理を行った。そして次に、コミュニティ・オーナーシップの取得に関する制度的プロセスを確認し、最後に、コミュニティ・オーナーシップを巡るスコットランド社会の法意識について考察を行った。

2022 年には、法社会学国際会議リスボン大会 (LSA Global Meeting on Law and Society) において「A Study on Community Ownership in Scotland」と題する報告を行った。本報告では、まずスコットランドの土地改革について説明し、次に、コミュニティがコミュニティ・オーナーシップを実現させることを助ける法的装置について整理した。そして最後に、国家法と慣習法の関係という視点から、なぜスコットランドはコミュニティ・オーナーシップ実現のために強力な法的サポートを導入できたのかについて、スコットランドの歴史的な小作農であるクロフターの存在が政策に与えた影響に言及しつつ、検討を行った。

研究成果の総括として、文献調査および現地でのインタビュー等を通じて、土地所有権に対するスコットランド社会における法意識の変化について一定程度明らかにできたと考える。本研究は、今まさに生起している現代的法変動の検証を通じて、所有権を巡る新しい法理論の萌芽を描出した点に、その社会的意義を見出しうる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 久米一世	4. 巻 56巻1号
2. 論文標題 スコットランドのコミュニティ・オーナーシップに関する法的論点と現状	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 1-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 久米一世	4. 巻 55(1)
2. 論文標題 スコットランドにおける土地関連法改革に関する一考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 久米一世
2. 発表標題 A Study on Community Ownership in Scotland
3. 学会等名 LSA Global Meeting on Law and Society（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 久米一世
2. 発表標題 スコットランドにおける土地関連法改革に関する一考察
3. 学会等名 2021年度法社会学会学術大会（Web開催）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 久米一世
2. 発表標題 スコットランド土地改革における経済的、社会的および文化的諸権利 (ESC Rights) について
3. 学会等名 日本農業法学会第一回オンライン研究会 (Web開催)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------